

【開会挨拶】

シンポジウム「性暴力被害者のために何が必要か、
何ができるか」の開催について

田村 正博

京都産業大学社会安全・警察学研究所 所長
(京都産業大学法学部 教授)

本日は皆様、大変お忙しい中、このシンポジウムにご参加いただき、まことにありがとうございます。ことに基調講演をしていただきます小西先生には本当にお忙し中、東京からおいでいただきました。心から御礼申し上げます。また、講演をしていただきます、松浦先生には福岡から、片岡先生には名古屋からおいでいただきました。そしてパネルディスカッションには警察庁の赤羽参事官にもご参加いただいています。遠方からのご参加に感謝申し上げます。さらにご来賓として京都府警察本部長植田秀人様にご出席をいただきました。また、同じく、警務部長の久米慶一郎様にもおいでいただいております。ありがとうございます。本日のシンポジウムには北は北海道から南は九州宮崎県まで、ほぼ日本全国からおいでいただきました。警察関係の方、医療福祉関係の方、被害者支援に携わっている方々、さらに研究者、メディアの方にもご参加をいただいております。

私どもの研究所のシンポジウムに初めてご参加されたお方もおられると思いますので、まず私どもの研究所についてご説明をさせていただきます。お手元の封筒の最初に、私どもの研究所から資料を1枚付けさせていただきます(別添資料1)。その下の方に、簡単な概要を書いておりますが、京都産業大学社会安全・警察学研究所は、日本で初めての「警察学」という名前を冠した研究所として、平成25年4月に発足いたしました。まもなく満7年を迎えるところです。社会の安全と犯罪防止の核となる警察について学問的な研究を行って、そして、その成果を基に関係機関等の方々の協働の促進に当たることを任務としています。

その一環として、社会のさまざまな組織、そしてさまざまな地域、さまざまな立場の方々にお集まりいただくシンポジウムを重要な仕事として、毎年1回、あるいは多い年では2回開催してきました。当初は子どもの非行防止と立ち直り支援を主なテーマにしていたのですが、平成27年11月から、国の研究開発法人である科学技術振興機構の社会技術研究開発センターから資金を頂きまして、児童虐待をはじめとする親密圏内事案について調査研究を行ってきました。その成果が、資料に記載しております『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』です。内容は、目次に記載したとおり、第1警察と刑事手続の基礎知識、第2Q & A、第3「刑事手続が、被害児童に与える「プラスの影響」について、第4用語集です。第3は少し短くて4ページですが、この部分は、パネルディスカッションにおいて研究所の所員である新の説明資料の一つとして付けています。

このハンドブックの本体は、警察とはどういうものか、警察組織はどのようなものか、あるいは、児童相談所の側から見て生ずる疑問にこたえるといった内容です。昨年2月、同じこの会場でシンポジウムを開催しまして、そのときは出席された皆さんにハンドブックをお配りしたのですが、もう今は現物がありません。各地に送ってしまいました。なので、全文をウェブに公開しています。そこに書いてあるアドレスにアクセスしていただくとダウンロード可能です。警察のことが知りたい、警察の捜査のことが分からないという方は、ぜひダウンロードしてください。このハンドブックは警察の方からも、「自分たちのしていることは実はこういうことだったと初めて分かった」といったお話を伺っています。皆さまにお勧めする次第です。

研究所では、児童虐待の調査研究が一段落しまして、現在はこれまでの調査研究を踏まえつつ、やや広げたものを対象に各所員がさまざまなテーマの調査研究に取り組んでいます。児童虐待の中で性的虐待の問題の大きさ、対応の難しさが特に痛感されたこともありますし、また、研究所のメンバーには被害者学の専攻もいることから、今回は被害者、特に性暴力被害者に焦点を当ててシンポジウムを開催することとしたわけです。

このテーマで取り上げるのであれば、どうしても第一人者である小西先生にぜひおいでいただきたいということで、お招きしました。本当にお忙しい中、快くお引き受けいただきました。小西先生とは、私は四半世紀以上前、被害者の問題がほとんど注目されていなかった頃から、いろいろなことで一緒にさせていただきました。お会いすると懐かしくて、先ほどもそのころの昔話をし、精神医学的な支援に当たる人がもっと広がっていきたくらうと当時思っていたのに、といったことも話したりしていました。小西先生は、被害者の精神医学的・心理学的な支援と研究の日本における本当に第一人者でいらっやいます。現在は、性暴力被害者の治療に多く当たっておられるということで、本日は性暴力被害者の実情と課題を、精神医学的、心理学的視点からお話をいただけると伺っており、大変期待しているところです。よろしく願い申し上げます。

小西先生から現状と課題が提示されるのを受けまして、各地でどのような実践が可能なのかという観点で、お二方からご講演をいただきます。松浦先生には全国で初めて制定されました福岡県性暴力根絶条例の具体化に当たっておられる立場から、現在どういう検討がなされているかのご紹介をさせていただきます。性暴力の根絶をめざすという条例が、しかも議員提案で制定されたことは非常に画期的ですが、案外知られていないことでもあらうと思います。さまざまな人たちが「国が何とかすべきだ」と言っておられる場合が多いのですが、それだけではなく、自治体レベルでこういった取組みは可能なのだということをお互いに認識できればと考えています。

それから、片岡先生には性暴力救援センター日赤なごやなごみセンター長として、病院拠点型のワンストップ支援センターがどういう実態的な意義があるのか、そして、今どういう方たちにどういった支援を実際におられるのかをお話しさせていただきます。

いずれも大変興味のあるテーマでして、私どもとして、そういったお話を期待しているわけです。松浦先生、片岡先生、よろしく願い申し上げます。

基調講演、講演の後に休憩があります。その間、皆さまには、ぜひ質問あるいはご意見・コメントをご提出いただくをお願いします。シンポジウムはフロア参加者の皆さまの積極的なご参加があって初めて成り立ちます。基調講演者、講演者、パネリストに聞いてみたいことがあれば、あるいは自分たちの経験で、ぜひこれは言っておきたいということがあれば、積極的に書きください。

この関係で2点補足しておきます。今回は3人の基調講演者、講演者の方の後に質問用紙を配り、記載していただきます。ですので、パネリストの発言の前になります。パネリストの赤羽参事官は政府の被害者支援施策全体の取りまとめ担当ですし、当研究所の新准教授は被害者学、増井准教授は刑事法学の立場でお話をする予定です。配布資料を見ていただいで、関連して自分はこれを聞いてみたいということがあれば、質問をしていただければと思います。もう一つですが、今回、質問用紙が2枚つづりです。2枚とも提出していただき、皆さまの手元には残りませんので、どのような質問をしたかは自分で記憶しておいてください。よろしく願いいたします。

皆さまの積極的なご参加を得て、このシンポジウムが実り多きものになることを心から祈念いたしまして、開会のあいさつといたします。ありがとうございました。よろしく願いいたします。